

11年分のみ
最近における主な不祥事案の概要

施設種別	不祥事の概要	主な対応
1 特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 理事の所得税違反の嫌疑により、法人本部及び各施設に国税局が査察調査 同日、県及び関係市にも査察調査 (理事が遺体で発見、自殺とみられる。) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監査を実施 国税局の調査状況をみて指導監査
2 ケアハウス	<ul style="list-style-type: none"> サラ金(第三者の個人借り入れ)に対し理事長が理事会に無断で保証人となり返済者からの元金利息の支払いが滞納したため、法人の基本財産を債権者に差し押さえられ、競売開始決定の登記をされる。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が、競売取消し及び再建策について指導
3 特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 町から県へ施設職員が入所者預り金を使い込んだとの報告 	<ul style="list-style-type: none"> 特別指導監査を実施し改善通知 不祥事防止対策の徹底について通知 法人の役員全員辞任 施設長は譴責処分 使い込み額は返済済み
4 特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 県の指導監査及び確認監査において、勤務実態のない職員への給与支出等が認められた。 	<ul style="list-style-type: none"> 県が適正な運営について勧告
5 特別養護老人ホーム	<ul style="list-style-type: none"> 県へ施設整備費の不正受給についての投書 施設の建設に当たって理事長が建設会社からバックマージンを受け取っていたため、国税局が理事長及び建設会社に追徴課税 	<ul style="list-style-type: none"> 県による立ち入り調査

<p>6 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 生活指導員が入所者預り金を着服していたことが施設内調査で判明。 県職員が業務上横領で逮捕 さらに、別の入所者からも着服していたため再逮捕 	<ul style="list-style-type: none"> 県が警察へ告発 職員を懲戒免職 管理監督職員に対する減給、戒告、訓告、厳重注意
<p>7 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の指導監査において、補助金不正取得の疑惑。さらに県が特別指導監査を実施し補助金の不正受給が判明。 施設の建設費を水増しし、補助金を不正受給したことが判明。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別指導監査を実施し、業務改善命令さらに補助金の返還命令
<p>8 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の指導監査において給食材料の発注書に修正等の疑義が認められ、特別指導監査を実施し、不正経理を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 特別指導監査を実施 前理事長を業務上横領で告発
<p>9 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の指導監査で使途不明金を把握 さらに、立入検査を実施し、不正流用額を把握 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監督について見直しの委員会を設置し、再発防止について各施設へ通知。また、法人に対し是正改善命令を発出 法人は債務不存在の民事訴訟
<p>10 養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入所者処遇等の問題について陳情 陳情者が県に対し入所者処遇等の問題の調査を要望 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監査の実施と改善の指示
<p>11 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察は施設建設を巡る補助金不正受給、脱税事件で、理事長と建設会社役員を補助金適正化法違反と詐欺の疑いで事情聴取 	<ul style="list-style-type: none"> 国税局が理事長に対し所得税法違反嫌疑にかかる強制捜査

<p>12 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元職員が、施設の元職員に対する懲戒処分及び業務上横領の告訴に対し、裁判所へ地位保全・資金仮払処分の申し立てるとともに、厚生省に実態解明を求める投書 警察が元職員を任意同行、家宅捜索の後書類送検。 元職員は地位保全、資金仮払処分の申立を取り下げ 	<ul style="list-style-type: none"> 県が法人を事情聴取し、実態解明を指示 法人が職員を論旨退職
<p>13 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員が領収書のない使途不明金を発見取扱者は使い込みを認めた。 県の追加調査により使い込み額等を確認 	<ul style="list-style-type: none"> 町は職員を業務上横領で懲戒解雇、告発 県は各施設に対し、適正な取扱いと点検調査を指導 県は福祉事務所長あて、指導監査時における重点的確認を指示 町が関係職員を減給等処分
<p>14 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の監査で高級絵画を施設会計から購入したことが判明し、購入額を施設会計に戻すよう指導 	<ul style="list-style-type: none"> 絵画購入金額を施設会計に返還
<p>15 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県の指導監査において、措置費の不明朗支出が判明 	<ul style="list-style-type: none"> 指導監査再調査を実施 公表、告発を検討 法人から再発防止策等の誓約書を提出させる。
<p>16 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市の指導監査及び法人からの報告により、不正経理が判明 	<ul style="list-style-type: none"> 特別監査及び再調査を実施。 今後、法人の処分等を検討

<p>17 ケアハウス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの情報により、県が指導監査を実施し、不正経理が判明 	<ul style="list-style-type: none"> 是正改善通知 確認監査を実施し、是正改善通知 法人への処分等の検討
<p>18 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 警察が施設整備の補助金を不正受給の疑いで法人を家宅捜索 補助金適正化法違反の容疑で理事長等を逮捕 	
<p>19 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 元理事長が理事会に諮らず、複数の銀行から法人名義で借り入れ費消 借入金の一部は、措置費及び施設療養費から、業者への支払いを水増しして捻出したことが判明 	<ul style="list-style-type: none"> 合同監査 改善命令 市が事件を公表 警察は元理事長を業務上横領容疑で逮捕
<p>20 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 前理事長が経営していた会社の債務を当該法人が引き継ぐという内容の公正証書を作成 債務が滞ったため、措置費が差し押さえられた。 その他、法人の土地建物の基本財産に根抵当権の仮登記が設定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別監査を実施 町が特別調査委員会を設置 施設の根抵当権抹消
<p>21 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 指導監査において、事務長の勤務実態に疑義があり、報告等を求めたところ、勤務実態がないことが判明 	<ul style="list-style-type: none"> 不適正支出額を施設会計へ返還するよう措置命令し、公表
<p>22 特別養護老人ホーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 理事長の妻が元代表取締役だった架空業者を介して不適正契約をし施設会計に損害 改善指導後も再々、施設会計から本部会計へ流用 その他、定着しない職員、給与規程と整合しない給与支給額等の問題 	<ul style="list-style-type: none"> 特別指導監査及び確認監査を実施 職権により仮理事を選任し、役員体制を正常化 委託業者との適正な契約を指導

4. 平成12年度指導監査計画等について
 (1) 厚生省が行う指導監査計画について

→ 保健力

種 別	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
老人医療事務指導監査	愛知県 福岡県 岡山県 大分県		東京都 岐阜県 静岡県 奈良県	茨城県 三重県 熊本県 北海道 埼玉県 神奈川県 福井県	滋賀県 和歌山県 広島県 秋田県 長野県 大阪府 千葉県 兵庫県 宮崎県			
介護保険事務指導						北海道 山口県 天分県 長崎県	大阪府 (島根県) 広島県 (佐賀県)	静岡県 鹿児島県
介護保険指定事務指導 介護保険施設等指導 老人福祉施設指導						青森県 岩手県 神奈川県 山梨県 山口県 熊本県	宮城県 名古屋市 三重県 広島県 高知県 北九州市	栃木県 石川県 鹿児島県

注 1 アンダーラインは、「介護保険事務指導」及び「介護保険指定事務指導等」を合同班編制で実施するもの。
 2 ()は、市町村以外に広域連合等も指導を実施するもの。

(2) 指導官の担当県一覧

ア. 老人医療事務指導担当県一覧

老人保健指導官		都道府県						
山根	秋田県	群馬県	東京都	福井県	島根県	福岡県	長崎県	
清水	青森県	新潟県	三重県	和歌山県	山口県	宮崎県	鹿児島県	
林	北海道	岩手県	富山県	岐阜県	徳島県	大分県	沖縄県	
樋渡	福島県	埼玉県	長野県	静岡県	愛知県	京都府	高知県	
神田	茨城県	栃木県	千葉県	滋賀県	鳥取県	岡山県	佐賀県	
黒岩	山形県	(神奈川県)	山梨県	大阪府	奈良県	愛媛県		
佐々木(薫)	宮城県	石川県	兵庫県	広島県	香川県	熊本県		

